

島根県報

第一、四三九号

平成十五年一月二十八日

(火曜日)

告 示

目 次

換地計画書の縦覧(五件)	(農村整備課)	一
保安林の指定	(森林整備課)	三
解除予定保安林(三件)	"	三
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(漁業管理課)	四
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出(二件)	(商工企画課)	四
電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更	(道路整備課)	五
公告		
安来高等学校ほか三校教育用コンピュータ整備に必要なリース会社への売却価格に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	五
松江ろう学校教育用コンピュータ整備に必要なリース会社への売却価格に係る一般競争入札の実施	"	七
島根県公営企業公告		
島根県企業局における物品の製造の請負、売買等に係る入札に参加する者に必要な資格		八
正 誤		
平成十五年一月十七日付け島根県報第一、四三六号(道路整備課)		九

告 示

島根県告示第六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、出雲市土地改良区理事長から木村地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月二十八日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、能義郡広瀬町土地改良区理事長から牧谷東地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 二 縦覧の期間
平成十五年一月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
広瀬町役場

島根県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、能義郡広瀬町土地改良区理事長から八方原地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の第二項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 二 縦覧の期間
平成十五年一月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
広瀬町役場

島根県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条第一項の規定に基づき、非補助土地改良事業阿丹谷地区圃場整備申請人代表から阿丹谷地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の第二項の規定により審査の結果

これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 二 縦覧の期間
平成十五年一月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
頓原町役場

島根県告示第六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項の規定に基づき、石見町長から井原南地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の第二項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 二 縦覧の期間
平成十五年一月二十八日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
石見町役場

島根県告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

能義郡広瀬町布部七九一の一、七九三の一、七九三の二、一三三六〇の一から一三三六〇の三まで、二四〇〇内一、二四〇〇内二、二四〇〇内三、二四〇〇の五から二四〇〇の五七まで、二四〇〇の五九から二四〇〇の七五まで、二四〇〇の七七から二四〇〇の八七まで、二四〇〇の八九、二四〇〇の九四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び広瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第六十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

仁多郡仁多町大字佐白一二七八の三（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第七十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

大原郡大東町大字小河内字中島八二四の三から八二四の六まで、八二六の二、八二六の三、八二七の一、八二七の二、字八亀八二九の三から八二九の六まで、字才ノ神八三〇の一、字家ノ下モ八四九の七、八四九の八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第七十一号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月二十八日

一 解除予定保安林の所在場所

大原郡木次町大字平田一六二〇の三、一六二二の三、一六二二の二、一六八二の三、一六八三の三、一六八六の二、一六八七の二、一六八八の三、一六九二の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第七十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認められたので、同法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十六条の三の規定により告示する。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄田信義

大田市加入区(大田市漁業協同組合)

島根県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社みしまや中央店 島根県松江市殿町一三四番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時 (変更後) 午前九時

4 変更の年月日

平成十五年一月二十三日

二 届出年月日 平成十五年一月十六日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のと

おり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社みしまや川津店 島根県松江市西川津町八五〇番一号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町九九番地

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時 (変更後) 午前九時

4 変更の年月日

平成十五年一月二十三日

二 届出年月日 平成十五年一月十六日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課(松江市末次町八六番地)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第七十五号

電線共同溝を整備すべき道路の指定区間を次のとおり変更したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第四項の規定により告示する。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路 線 名	変更前 後の別	区	間	上り線又は 下り線の別	指 定 年 月 日
一般国道 百九十一号		前	益田市あけぼの西町二番九地先から同町二三番四地先まで	上下線	上り線	平成十五年一月二十八日
		後	益田市あけぼの西町二番九地先から同市あけぼの本町四番五地先まで	上下線	下り線	

公 告

第六十七條の六第一項の規定により公告する。

平成十五年一月二十八日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)

一 調達内容

(1) 入札に付する事項

安来高等学校ほか三校教育用コンピュータ整備に必要なリース会社への売却価格

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約履行期限

平成十五年三月二十五日(火)

(4) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和四十五年島根県告示第四号)第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六九〇・八五〇二 島根県松江市殿町一番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課

(電話〇八五二・二二一・五四一六)

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成十五年一月二十八日から平成十五年二月三日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時・平成十五年二月三日(月) 午後十三時三十分から

場所・島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室

(4) 入札書の日時及び場所

日時・平成十五年二月二十五日(火) 午後十三時三十分から

場所・島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室

その他・郵便による入札は認めない。

四 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、島根県会計規則第六十一条の二第一項第三号の規定により免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、島根県会計規則第六十九条の二第一項第七号の規定により免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十三条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、一回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

Details : Cost of a "purchase through lease" program for school computers offered by a computer support company. (Yasugi high school + 3 other schools)
Desired Date of Delivery : March 25 2003

(2) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue shi, Shimane ken, 690-8502 Tel 0852 22 5416

(3) Deadline for Tender :

1:30 PM 25 January 2003

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により公告する。

平成十五年一月二十八日

一 調達内容

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

(1) 入札に付する事項

松江ろう学校教育用コンピュータ整備に必要なリース会社への売却価格

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約履行期限

平成十五年三月二十五日（火）

(4) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を記載すること。

二 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）第五条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

三 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

千六九〇・八五〇二 島根県松江市殿町一番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課
(電話〇八五二・二二一・五四一六)

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
平成十五年一月二十八日から平成十五年二月三日までの間、上記(1)の場所において交付するほか、入札説明会の際に交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所
日時：平成十五年二月三日(月) 午後一四時〇〇分から

- (4) 場所：島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室
入札書の日時及び場所

日時：平成十五年二月二十五日(火) 午後一四時〇〇分から
場所：島根県松江市殿町一番地 島根県庁分庁舎二階 教育委員室
その他：郵便による入札は認めない。

四 その他

- (1) 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
入札保証金は、島根県会計規則第六十一条の二第一項第三号の規定により免除する。
- (3) 契約保証金
契約保証金は、島根県会計規則第六十九条の二第一項第七号の規定により免除する。
- (4) 入札書に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第六十二条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第六十二条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 再度入札

再度入札は、一回まで行つてもとする。

- (8) 契約書作成の要否

要する。

- (9) その他詳細

入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required

Details : Cost of a "purchase through lease" program for school computers offered by a computer support company. (Matsue School for the blind)

Desired Date of Delivery : March 25 2003

- (2) Please tender all information to :

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture
1 Tonomachi, Matsue shi, Shimane ken, 690-8502 Tel 0852 22 5416

- (3) Deadline for Tender :

2:00 PM 25 January 2003

島根県公営企業公告

島根県企業局(島根県企業局組織規程(昭和三十五年島根県電気事業管理規程第一号)第三条に規定する課及び同規程第十一条に規定する事業所)における物品の製造の請負、売買及び借入に係る入札に参加する者に必要な資格については、物品の製造の請負、売買

等に係る入札参加資格審査要綱（昭和四十五年島根県告示第四号）の営業種目表に定める営業種目に係る資格の認定に限り、平成十五年一月一日以後同要綱に基づき島根県知事の認定によることとしたので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七條の五第二項及び第百六十七條の十一第三項の規定により公告する。

平成十五年一月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

正

誤

平成十五年一月十七日付け島根県報第一、四三六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤		
六	島根県告示第四十号の表中	<table border="1"> <tr> <td>管轄する土木建築事務所の名称</td> <td>備 考</td> </tr> </table>	管轄する土木建築事務所の名称	備 考
管轄する土木建築事務所の名称	備 考			

指定年月日	正
管轄する土木建築事務所の名称	

平成十五年一月二十八日印刷
平成十五年一月二十八日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江
市学
園南
町
松島
陽根
印刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行